

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/A/民間)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5018A	5018003			z08007	総務省、	消防法 石油コンビナート等災害防止法	貯蔵所に係る位置、構造及び設備は技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 また、特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、防災要員を置くとともに、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備を備え付けなければならない。	c	-	引き続き使用することを前提としている場合には基準を維持することが必要であり、今後その使用が予定されないものであれば、速やかに廃止届を提出し危険物施設として廃止すべきである。 なお、一定の期間危険物の貯蔵又は取扱いが行われない屋外タンク貯蔵所等については、高圧ガス保安法と同様に保安検査期間の特例が設けられている。 また、「実態に合わせた3点セットの配備とする」との要望であるが、事業所によって3点セットの配備状況は様々であり(自衛防災組織と共同防災組織との違いなど)、各事業所における休止の実態が要望主体でも把握されていない現状では、対応は困難である。 なお、そもそも今後その使用が予定されないものであれば、速やかに廃止すべきである。		石油連盟	3	A	屋外貯蔵タンク休止制度の導入	消防法関係 当面の使用は想定されないものの、現行法令に基づく経過措置期間を超えて、中長期的に使用再開の可能性が残されているタンクを「休止タンク」として扱い、休止期間に関わらず、法令に基づき措置を講ずることで再度使用できるようにしていきたい。 石油コンビナート等災害防止法関係 休止対象タンクが3点セットの最大保有台数の基準タンクとなっている場合、休止後は残存するタンクを基に新たに算定された3点セットの保有台数に変更することを可能にしていきたい。	現時点で中長期的な使用継続の経営判断が極めて困難なタンクを対象としており、備蓄対策等の中長期的な国の施策において、急な要請があった場合も柔軟に対応できることを想定している。 なお、高圧ガス保安法においては、「休止施設」が導入されている。(高圧ガス保安法 第35条、コンビナート等保安規則 第34条、35条参照) また、労働安全衛生法でも同様である。(『イ-及び圧力容器安全規則 第45条、第80条参照]) 実態に合わせた3点セットの配備とする。	消防法 石油コンビナート等災害防止法		
5018A	5018004		G09	z08008	総務省、厚生労働省、経済産業省、	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンビナート等災害防止法	他法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしているほか、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、様々な措置を講じている。	b	-	保安四法については、各法令の目的により保安を確保するための規制が設けられており、消防法においては、危険物の貯蔵、取扱いに伴う安全を確保することを目的とするものであること。『規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)』(2006年3月31日閣議決定)に基づき、平成18年度において、再度各省庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて周知徹底を図ることとしているところである。		石油連盟	4	A	保安法令の重複適用の排除	装置を構成している機器毎に複数の保安法令が適用されている。即ち、法的には状態規制であり重複しているものはないが、機器側から見れば複数の保安法令が適用されている状態にある。既に高圧ガス保安法と労働安全衛生法との間では重複が解消されているが、消防法と高圧ガス保安法、消防法と労働安全衛生法の間にも重複の問題が残っているため、この検討スケジュールを明確にしていきたい。 例：工事に伴う変更許可申請において、気液混合の機器、製造所として許可したエリアに位置する機器、危険物施設の製造一体の機器で重複適用されている。	平成12年の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会」報告書に、今後の取り組む課題として「機器毎の重複を解消する」とあるが、依然として具体化には至っていないので、適用法令が重複しないように至急の運用整理を要望するものである。消防法と各法令間の具体的な重複適用解消法としては、危険物とガスの設計上の容量比較により、大きい方に係る法を適用するという方法などが考えられる。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法		
5018A	5018005			z08009	総務省、	消防法第14条の3、第14条の3の2 危険物の規制に関する政令第8条の4 第6項	特定屋外タンク貯蔵所において、液体危険物タンクの底面の板の厚さに関する事項及び液体危険物タンクの溶接部に関する事項の検査を行わなければならない。	c	-	屋外貯蔵タンクからの漏えい事故は、金属材料の腐食劣化によるもの、地震等の外部応力によるもの等が考えられ、今後発生が予想されている大規模地震等における応力集中によるタンク破壊の要因となる可能性を有する溶接部欠陥についての検査を省略することはできない。 なお、溶接部欠陥の具体的な基準については、危険物の規制に関する規則第20条の8に規定されているが、保安検査時においては、溶接部欠陥が毎年発見される現状である。		石油連盟	5	A	タンク底面溶接部検査の省略	タンクの保安検査、内部点検における底面溶接部の検査については、タンク製作時または一度実施すればよいものとし、底面の厚さに関する検査のみとして頂きたい。	保安検査における溶接部検査の結果、まだ不適合が認められるとあるが、その内容を明らかにすると共に、不適合の発生部位も明らかにし、欠陥の種類、発生部位、許容欠陥寸法などを評価する官民共同の委員会を設置し、検討することで解決できると考えられる。	消防法		
5018A	5018006		G10	z08010	総務省、	消防法第21条、別表第一	引火点250未満の引火点を有する引火性液体を危険物としている。	c	-	引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討が行われ、その結果引火性液体の引火点の上限に消防法が改正され、平成14年6月から施行されたものである。 法改正の際の検討において、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあるとされており、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とするのは危険物保安の観点から適当でない。 なお、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う施設については、位置、構造、設備に係る技術上の基準の特例が定められている。		石油連盟	6	A	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準と整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げ、第3石油類の一部と第4石油類を外していきたい。 引火点区分については、国連で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「GHS化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するとしており、各国並に見直しを頂きたい。	平成17年度「危険物施設の火災の出火原因物質等及び推移」より、第3石油類の火災件数は24件、第4石油類は16件とある。危険物施設1万施設あたりの火災発生件数は3.68、第4類では1.99、更に第3、第4石油類については、共に1を切る低い水準となる。特に屋外貯蔵タンクでは第3石油類で0.0007、第4石油類はゼロと極めて低い。 地震火災は主に一般取扱所であるが、量が多く、潜在危険性も小さい。タンクの場合でも第3、第4石油類は阪神淡路大震災で火災発生はない。 危険物保安技術協会の高引火点危険物の実験では、非現実的な特殊条件で火災の発生が評価されている。	消防法		
5019A	5019003			z08011	総務省、	固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)及び通知	農業用施設用地の地目認定については、施設内部において耕作が行われていない場合、宅地又は雑種地として認定することとされている。	c	-	当該農業用施設用地の使用実態は定かたではないが、仮に当該農業用施設内部で耕作が行われていない場合は、地目は宅地又は雑種地、耕作が行われていれば地目は農地(田又は畑)と認定される。いずれにせよ土地の現況により判断するもの。なお、固定資産税の評価に政策的配慮を加えることは適当ではないと考える。		新潟県妙高市	3	A	農業用施設用地の地目認定基準の緩和	固定資産評価基準及び通知により、農業用施設用地の地目認定について、施設内部において耕作が行われていない場合、宅地及び雑種地として認定するとされている。同基準の緩和により農地上で農地と判断された農業用施設用地について、農地として認定するよう認めていただきたい。	妙高市においては、平成17年9月の農業経営基盤強化促進法等の改正により、農業生産法人以外の法人の農業参入の緩和が図られ、新農法(耕法)による大規模農業用施設での大葉やハーブの栽培が行われている。 この栽培用の農業用施設用地については、農地上では地目は「農地」と判断され、農地上における転用許可の対象とはなっていない。 しかし、固定資産評価基準及び通知では、農業用施設用地については、施設の所在や施設の内部での耕作状況(土地に労費を加え肥培管理を行っているかどうかがどうか)によって地目の判断を行い、施設内部で耕作が行われていない場合、「宅地」又は「雑種地」として認定するとされている。 農業技術の進歩により、新農法(耕法)が構築されている現在、妙高市の荒廃農地が多く存在する地域において、農地上「農地」と判断された農業用施設用地について、この基準を緩和することにより、荒廃農地の解消を図り、また新たな産業立地にまつながり、地域の発展に資する。	地方税法(昭和25年法律第226号)第388条 固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)第1章第1節(2)農業用施設用地の評価等に関する留意事項について(平成11年9月29日自治評第40号通知) 施設農芸用地の取り扱いについては(平成14年4月1日13経第6953号農林水産省経営局構造改善課長名回答)		
5022A	5022001			z08012	内閣府、人事院、内閣府、公正取引委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	国：民法第466条	国：要望事項については、平成17年4月から債権譲渡対象を特定目的会社に変更した。	d	-	国：d 総務省では既に措置済み		社団法人 第二地方銀行協会	1	A	国・地公体等の公的機関向け金銭債権の譲渡禁止特約の適用除外(譲渡先が金融機関の場合)	民間企業の国・地公体等の公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約上、譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。	国・地公体等の公的機関に対する金銭債権には譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小企業の資金調達のために売却債権担保融資を行うに当たり、承諾に係る事務手続きや時間を要することから、中小企業の円滑かつ機動的な資金調達を阻害している。			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
5023B	5023001			z08013	総務省、	行政書士法第1条、第2条の3	<p>【目的】 第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とする。</p> <p>【業務】 第一条の二 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づき(図面類を含む。))を作成することを業とする。</p>	C:対応不可	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士に加入し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限りこれを行うことを認めることとしたものである。		個人	1	B	行政書士制度の廃止 行政書士業務の国民への開放	行政書士制度を廃止し、行政書士業務を広く国民全体に開放すること		行政書士法第1条の2、1条の3	<p>1. 行政書士法制定当時の地方行政委員選挙による行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「忙しい」又は「手が付けられない」というような国民の代わりの出生届けなどを出すことなど考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い。若しくは著しく低いと言えもので、各種メディアの発達、教育の徹底がなされた今日においては、制度それ自体が不要なものである。</p> <p>2. 行政書士は、日本全国で39,085名存在する(平成18年7月1日現在)。ところで、行政書士法第2条により、行政書士となる資格を有する者は、弁護士4,063名(第3号)、公認会計士16,268名(第4号)、税理士69,193名(第5号)、国家公務員約48万名(第6号)地方公務員約154万名(第6号)、合計約211万名、実に国民の100人に1名以上(1.75%)が該当することになる。これに加えて多数の公務員退職者及び行政書士試験合格者で、未登録の者がいる。このような資格が、専門性を有しているとは、到底認めがたい。(その他欄に続きあり)</p>		3. 行政書士には、弁護士法第72条、司法書士法第73条、1項、弁理士法第75条、公認会計士法第47条の2、税理士法第52条等において、その職種以外の者が業務を行うことを禁止している事項に反し、違法行為を公然と行う者が非常に多い。また、これを取り締まるべき立場にある。日本行政書士会連合会及び各行政書士会も、これらの行為を事実上黙認している状態にある。このような自浄努力ができない、倫理観のない職種は不要である。		4. 平成19年から施行される「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(通称「ADR促進法」)では、行政書士による手続の代理権は
5024A	5024012			z08014	総務省、財務省、国土交通省、	自動車型式指定制度、道路運送車両法「自動車型式指定制度」	この制度は、販売予定車両と同一の構造装置・性能を有する自動車について、申請により安全や環境の基準への適合性の審査を現車により行うとともに、自動車の品質や性能の均一性についての審査を書面にて行い、型式の指定を行う制度	b	国土交通省汎用オンライン申請システムにおける対応方法等については、オンライン利用率向上、費用対効果の観点に留意しつつ、平成20年度を目途に移行を予定しているe-Gov窓口システムとの調整を踏まえて検討。		社団法人 日本自動車工業会	12	A	手数料電子納付促進のためのオンライン申請システム更改	現状の税や電気・ガスの公共料金の取扱いと同じように納付依頼書で金融機関に業務を依頼できるように更改等を要望する。 オンライン申請システム内の手数料情報画面の更改手数料が確定した後にオンライン申請システムの手数料情報画面から、手数料納付依頼書(納付者名称、納付番号、金額、納付先、金融機関印欄等)が入った、ものが出力できるようにしていきたい。 財務省歳入金電子納付の取扱いの呼びかけ、金融機関に問い合わせた処、ATMやインターネットバンキングについては対応されていることであったが、法人を対象とした財務省歳入金電子納付は取扱いを行っていないとの回答を得たことがあり、積極的に取扱うよう呼びかけを行って頂きたい。	オンライン申請には歳入金電子納付の機能が存在するが、インターネットバンキングとATMからの振込みが主流となっており、企業が利用しづらい状況にある。[例 自動車メーカーでは未だに印紙で手数料納付しているが多い。]	企業では税や電気・ガスの公共料金を金融機関から直接振込を行う方法が一般的であり、インターネットバンキングやATMでは納付通知を受け業務部門から経理部門への納付依頼、経理部門から金融機関への納付依頼等が行なえずに歳入金電子納付できない状況にある。		新規要望			
5028A	5028002			z08015	総務省、	危険物の規制に関する規則第13条の2の2	危険物施設にはJIS規格に適合する避雷設備を設けることとしている。	e	危険物の規制に関する規則第13条の2の2において「避雷設備は、日本工業規格A四二〇一「建築物等の雷保護」に適合するものとする。」とされている。当該JIS規格の解説においては、危険物施設の雷保護レベルについては、その地域の雷雷頻度等の立地条件や建築物等の種類・重要度を考慮してレベル又は のいずれとすることを決定することとされているところであり、ご指摘の「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成17年1月14日付け消防危険第14号)の記述は上記解説の要点を示したものである。		日本製紙連合会	2	A	危険物施設に対する避雷設備設置の際の保護レベル見直し	高さ20mを超える煙突や、石油、化学薬品等の危険物の屋外貯蔵タンクには、雷の影響からこれらを保護する確率を表すレベル1から4までの4段階が設定され、これらに対応する雷保護設備の設置が義務付けられている。このうち危険物施設の保護レベルは、原則としてレベル1とされているが、「雷の影響からの保護確率を考慮した合理的な方法により決定されている場合は、保護レベル2とすることができる(危険物の規制に関する規則第13条の2の2)」。しかし運用面では消防署の判断により、全てレベル1とされている。これを貯蔵物や設置現場の危険度など、実態に応じて、レベルの見直しを図ってほしい。	危険物の屋外貯蔵タンクには、3,000kgのC重油タンクや6kgのC重油タンク、30,000kgの過酸化水素タンクなど様々で、危険度の度合いや貯蔵数量も異なる。このため一律にレベル2とするのではなく、危険度の実態を考慮して、レベル2とするなど、柔軟な判断をすべきである。又、消防署は明確な判断基準を公表すべきである。	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について(平成17年1月14日 消防危険第14号) 危険物の規制に関する規則 第13条の2(2)					
5029A	5029002			z08016	総務省、	地方自治法第231条の2第6項	<p>(証紙による収入の方法等) 第二百三十一條の二(略) 第五(略)</p> <p>6 普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定した者(以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。)が交付し又は付する政令で定める証票その他の物又は書記、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。</p>	e:事実誤認	地方公共団体の収入証紙をクレジットカードで購入できるかどうかについては、証紙売りさばり人における問題である。 なお、地方自治法(平成18年11月24日施行の改正地方自治法)上、地方公共団体の歳入である手数料については、クレジットカード納付を行うことは可能となっているところ。		クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社28社 別紙社名一覧ご参照)	2	A	バスポート申請費用に係わるカード決済導入の件	バスポート申請費用をクレジットカードで決済することにより、申請者の支払い利便性を高める。証紙については、地方自治法231条の2第6項(本年改正)によりクレジットカードによる購入が可能となったか確認したい。印紙についても、クレジットカードによる購入が可能かどうか確認したい。	収入印紙/証紙購入のクレジットカード決済を可能とし納付手段の多様化を実現する。	現在バスポート申請時における収入印紙・証紙の購入については、現金決済のみの運用となっている。外務省としては収入印紙と証紙を受領証にはって旅券手数料が納付されるのであれば、これらの購入方法を問わない旨回答を得ている。 クレジットカード決済が可能となれば、大量の現金を扱う交付窓口の現金ハンドリングコスト及び盗難リスクが軽減される。購入者には支払い利便性が向上され、購入者・収納側双方にメリットが生じる。	・旅券法 ・印紙税法 ・地方自治法 ・郵便物取扱所等に関する法律				
5036A	5036001			z08017	総務省、文部科学省、厚生労働省、	地方自治法第240条、地方自治法第171条の7、地方税法第2条、第167条等	<p>地方自治法 第二百四十条 この意において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに關し必要な措置をとらなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。</p> <p>4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。 一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づく徴収金に係る債権 二 過料に係る債権</p>	C:対応不可	地方公共団体の債権については、地方公共団体に専属する権利であることから、強制徴収の手段が確保されており、これを第三者に譲渡することは認められない。 また、地方公共団体が保有する租税債権は、課税権に基づいて賦課された債権であり、また徴収するにあたり強力な自力執行権が付与されているものであるため、第三者に譲渡することはできない。 なお、地方自治法施行令第158条の規定により、使用料、手数料等については、徴収又は収納の委託が可能となっている。		民間企業	1	A	自治体の保有する債権の第三者譲渡	自治体の保有する債権の第三者への譲渡(売却)が可能とされたい。あるいは、第三者譲渡の手順の法制化を図らねたい。	自治体の保有する債権(税、手数料等、保育料、給食費、貸付金これら全てあるいは一部)について、自治体の職員による回収にコストがかかりすぎるものを民間事業者を含めた第三者に譲渡する(入札で売却する)。	債権の回収は自治体の職員による直営ではコストがかかりすぎる場合もあるし、また、未収金として長期間残ってしまうことは財政にも悪影響を与える。よって、早期に第三者譲渡(売却)することで回収コストの低減と流動化(現金化)による財政効率化が期待できるため、	地方自治法第240条、地方自治法第171条の7	債権譲渡手順書を添付します。全国規制改革要望にするが民間開放要望にするか決めかねました。とりあえず前者としましたが、適当であれば修正していただいても構いません。メールアドレスは迷惑メール防止のため非公開にしたい。住所も非公開でおねがいしたい。			
5037A	5037001			z08018	総務省、	行政書士法第2条、第6条、第19条	<p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。 一 行政書士試験に合格した者 二 弁護士となる資格を有する者 三 弁理士となる資格を有する者 四 公認会計士となる資格を有する者 五 税理士となる資格を有する者 六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。)(又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二十年以上(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高</p>	C:対応不可	行政書士法は、行政書士の業務が国民の権利義務に深く関わることから、行政書士法第2条に定める者が行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士に加入し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限りこれを行うことを認めることとしたものである。 なお、現行においても、弁理士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独立業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。		個人	1	A	他の法律専門職による行政書士業務取扱いの許容	弁理士、弁理士、公認会計士、税理士は、行政書士法第2条により行政書士となる資格を有するが、第2条に司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士を追加し、これらの法律専門職が、行政書士登録をせずとも行政書士業務を行えるようにしていただきたい。		<p>1. 行政書士法第2条により、行政書士の資格を有する者は、試験合格者以外に、弁理士、弁理士、公認会計士、税理士、一定の年収以上(17年又は20年)行政事務を担当した公務員と規定されている。行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではないので、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に關する業務を行なっている司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士を第2条の有資格者の範囲にいれても何ら問題はない。</p> <p>2. 弁理士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士、土地家屋調査士は、いずれも法律によって、登録及び懲戒の制度があり、重ねて行政書士名簿へ登録し、都道府県知事の監督を受ける必要性が少くない。</p> <p>3. 行政書士は、弁理士法72条違反や司法書士法違反などで逮捕された。弁護士等の職務上請求の不正請求など事件を起こす者が後をたないが、行政書士会は、会員に対する指導監督が十分にできていない。(その他の欄に続き)</p>		[要望理由の続き]前項の工業が固有の業務に附随する行政書士業務を行うないういでもわざわざ行政書士名簿に登録して、会員の指導も十分にできない行政書士会に重ねて加入するのは、無意味といえる。 4. 第2項の士業はそれぞれ法律により守秘義務が課されており、当該規制緩和がされても国民が不利益を受けることはない。 5. 行政書士法第1条の3の各号に掲げる業務は行政書士の独立業務ではなく、行政書士の独立業務は行政書士業務の一部にすぎず(行政書士法第19条、重点検討項目候補(士業の労働者派遣の取扱い)に関する特記事項)			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5041A	5041005			z08019	総務省	住民基本台帳法第11条の2	住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、国又は地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合や、個人又は法人が統計調査、世論調査等のうち公益性が高いと認められるもの又は公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち公益性が高いと認められるものを行うために必要である等の場合に、請求又は申出ができることとされている。	c		住民基本台帳法については、個人情報に対する意識の高まりに的確に対応するため、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度を見直し、あわせて偽りその他の不正の手段による閲覧等に対する罰則を強化する改正法が平成18年11月1日より施行されたところである。		株式会社ITS教育プランナー 社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	5	A	住民基本台帳法第2章第11条の2(住民基本台帳の一部の写しの閲覧)	今後、個人情報保護法の重視傾向により、左記閲覧に制限が加わる可能性があることを某報道機関等からの情報により確認している。今後、仮に制限が加わった場合、コンプライアンスの遵守を前提とした企業・個人の自由な営業活動(タレント・戸別訪問等)に規制が加わることとなり、様々な法人等に収益減を中心とした影響が生ずる可能性がある。	左記法令の継続。また、コンプライアンス遵守企業の個人情報取得制限の緩和や情報取得ライセンス制度の新設等。	過度に個人情報保護の傾向が強まっていった場合、コンプライアンス遵守企業の経営・営業活動の収益上の影響は大きい。そして、企業の経営活動の制限により、小・中・零細企業が大きくなりうる可能性の芽を摘むことにもないかねない。	左記法令	特になし
5041B	5041065			z08020	総務省	地方自治法第244条の2	「公の施設の設置、管理及び廃止」第二百四十四條の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四條の四において「指定管理者」といふ。)に、	A 全国規模で対応	指定管理者の選定手続については、具体的な事例の把握など、選定等の実態把握を行い、その調査結果に基づき透明度の高い手続を行うよう、地方公共団体へ周知するとともに、必要な情報提供など選定プロセスの透明性を確保するための所要の措置を講ずる。		社団法人日本コンピュータビジネス協議会連合会	65	B	自治法における指定管理者制度の透明性、情報公開を要望	当制度が制定されて4年目に入ったが、依然、公募期間が短い、業務内容がよく分らない、審査結果が不明確など多数の不備が見られる。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、公募期間の確保(例、1ヶ月間)、そして、業務内容の開示や審査結果の公開を安値で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願しいたい	当制度が制定されて4年目に入ったが、依然、公募期間が短い、業務内容がよく分らない、審査結果が不明確など多数の不備が見られる。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、公募期間の確保(例、1ヶ月間)、そして、業務内容の開示や審査結果の公開を安値で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願しいたい	当制度が制定されて4年目に入ったが、依然、公募期間が短い、業務内容がよく分らない、審査結果が不明確など多数の不備が見られる。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、公募期間の確保(例、1ヶ月間)、そして、業務内容の開示や審査結果の公開を安値で行えるホームページなどを活用するなど自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願しいたい	地方自治法第244条の2		
5042B	5042001			z08021	総務省		当面、地域単位での民間開放により、民間事業者が実地調査業務を行う機会を創出	c		平成18年10月6日に「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」を公表した。その内容としては、 ・総務省所管の指定統計調査は、一部の例外を除き全国で(大規模に実施しているが、調査業務に係る民間事業者の現状(各事業者が用いている調査員の数等の面)からみて、上記の指定統計調査を全国規模で確実に実施できる状況にはない。 ・他方、業界団体等からのヒアリング結果や試験調査への応じ状況等からみて、統計調査に参加意欲のある民間事業者は存在しており、規模を限定するなどの条件を付せば、実地調査に関する業務を民間業者に委託することは可能と考えられる。 ・こうした現状等を踏まえ、地域単位での民間開放が可能となるよう、地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進し、民間事業者が実地調査に関わる業務を行う機会を創出するとしているところ。 ・一方、全国的な統一性の確保等の観点から、民間開放の基準、条件(入札内容、契約内容やモニタリング)	(株)三井物産戦略研究所	1	B	指定統計調査の実施に係る業務の国からの直接民間開放	指定統計調査の実施に係る業務は、統計法施行令第8条に定めるところにより地方公共団体が行う法定受託事務とされているため、現状で民間開放を行う場合、各地方公共団体がそれぞれ当該法定受託事務に係る一般競争入札等を行うこととなる。これを同条の改正により、法定受託事務ではなく国の事務とし、国が直接一般競争入札等を行う当該業務の民間開放を行うことを求めるもの。		「総務省所管の指定統計調査の民間開放に向けての計画」(平成18年10月6日)においては、地方公共団体に実地調査を委託している調査については、「地方公共団体が法定受託事務として実施調査を実施している現行の仕組みを基本とした上で、民間開放を推進していくことが適当」とされている。しかし、地方公共団体ごとに調査の民間開放を行った場合、調査の受託を希望する民間事業者は地方公共団体ごとに一般競争入札等に参加しなければならず、また当該一般競争入札等に關連して提出すべき文書等の様式が異なる場合、地方公共団体ごとに異なる文書を作成しなければならないこととなり、民間事業者にとっては負担が大きいはかりでなく(非効率的である。	統計法施行令第8条		
5042B	5042002			z08022	総務省	郵便法第33条、郵便切手類販売所等に関する法律第3条・第5条	郵便切手の発行は、「郵便法」第33条により、日本郵政公社が発行することとされているが、本規定は、日本郵政公社の民間事業者へのデザイン等の委託までも禁止しているものではない。 郵便切手の販売は、「郵便切手類販売所等に関する法律」第2条に基づき、総務大臣の認可を受けた一定の条件を満たす者(「郵便切手類販売所」)に委託することができる。同法第3条では、郵便切手類販売所に郵便切手類販売所の設置を義務付けているものがあるが、同法第5条第1項ただし書きでは、公社の承認を受けたときは当該販売所以外の場所において販売することができることとしているところである。	e		郵便切手は、郵便に使用する料金の納付に使用されるものであるから、その発行は、郵便の役務の提供主体である日本郵政公社が、郵便切手の種類ごとの販売数、在庫数及び特殊切手等の需要見通し等を踏まえて行うものとするのが適当であり、要望内容にある「新しいコンセプトの魅力的なデザインの切手の発行」は、現在既に公社において行われているデザイン等の外部委託を充実させることにより可能と考えられる。 郵便切手類販売所の設置は、「郵便切手類販売所等に関する法律」第3条により、郵便切手類販売所(以下「販売所」という。)に義務付けられているものであるが、同法第5条第1項ただし書きでは、公社の承認を受けたときは当該販売所以外の場所において販売することができることとしているところである。また、販売所による郵便切手の買受方法を定める同法第5条第2項は、民営化に伴い削除されることから、民営化後は、郵便切手の引渡方法等は郵便事業株式会社と販売所の間で決められることとなり、現在より柔軟な方法とすることも可能となると考えられる。	(株)三井物産戦略研究所	2	B	民間事業者による郵便切手の発行、流通及び販売所を設けない販売	民間の創意による新しいコンセプトの魅力的なデザインの切手の発行を可能にし、低減している第一種及び第二種郵便物の需要喚起につなげるとともに、消費者の利便性を重視した切手の流通・販売を可能にするため、日本郵政公社のみが行うこととされている郵便切手の発行、流通及び販売所を設けない販売、日本郵政公社から委託を受けた民間事業者も発行することが出来るようにする。併せて、郵便切手の販売についても、これを日本郵政公社から買い受けることなく、また販売所を設けることなく(柔軟に販売することが出来るようにする。	現行制度においては、郵便切手の発行については日本郵政公社の独占とされ、決められたデザイン、数量について、その印刷を民間業者に委託することはあっても、発行そのものを委託することはできない。また、販売についても、日本郵政公社から委託を受けた者が、日本郵政公社から買い受けて、販売所を設けて行わなければならない。このため、デザイン、枚数等について個別の消費者の需要に見合った郵便切手の発行を、適正なコストかつ消費者にとって利便性の高い方法で行うことはできない。かかる状況は、郵便サービスの質の向上という観点からすれば、妥当であるとは言えない。本件については、公共サービス改革基本方針の作成に係る意見の募集において、これを対象とするよう意見の提出を行っているが、万国郵便条約により切手の発行の権限は郵便事業者によるべきであり、諸外国においても郵便事業者に限られているとの回答があったところである。しかし、諸外国の状況を見ても、欧米諸国においては民間事業者による郵便切手の発行が行われている事例が見られ、国際条約及び諸外国の事例をもって我が国においても不可能であるというわけではないと考えられる。	郵便法第33条並びに郵便切手類販売所等に関する法律第2条、第3条、第5条、第6条及び第7条			
5053A	5053001			z08023	総務省	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第30条及び第31条等	電気通信事業法第31条に基づき、NTT東西(固定通信に関する市場支配的な電気通信事業者)及びNTTコム(移動体通信に関する市場支配的な電気通信事業者)は、その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること等が禁止されている。 電気通信事業法第31条に基づき、NTT東西は、電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他他の電気通信事業者からの業務の委託について、NTTコミュニケーションズ(特定関係事業者)に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること等が禁止されている。	b		総務省は、本年9月19日に公表した「新競争促進プログラム2010」において、「共同的・一体的な市場支配力の適用防止のための競争ルールの整備」として、「NTT東西とその子会社等の一体的な事業運営について、ドミナント規制の適切な運用を図る観点から、まずは詳細な実態を把握し、速やかに競争ルールの整備など所要の措置を講じ、としているところであり、今後、その着実な実施を所望している。	KDDI株式会社	1	A	2010年までの公正競争環境の整備	NTTの在り方の抜本的見直しが行われるまでの暫定的な措置として、NTTグループの共同的・一体的な市場支配力適用防止のための競争ルールを「新競争促進プログラム2010」において整備して頂きたい。	NTTグループの共同的・一体的な市場支配力に関する具体的な問題点は次のとおり、 (ドミナンスの問題) 特殊会社である特殊会社が統轄するNTTグループは、傘下の事業会社の経営一体化により、グループ市場支配力を維持(統一ブランドの継続利用、グループ一体の人事・情報の共有等)。特に、同じく特殊会社であり、公社時代に構築したボトルネック設備及び営業面での顧客基盤を継承するNTT東・西と、携帯電話市場で過半のシェアを有するNTTドコモの間で、強固な連携を推進中。 (ボトルネックの問題) ボトルネック設備を有するNTTは、競合する他の中継事業者との接続に消極的であったため、他事業者との接続を必要とする事業形態に再編成した。しかしながら、NTT東・西の設備管理部門から見て、設備利用部門と他事業者との同等性を確保す	平成18年6月の政府与党合意により、2010年まではNTTの在り方の見直しが行われなくなることとなった。このため、NTTグループの特殊会社体制の廃止及び完全分業、NTT東・西のアクセス部門の分離等の抜本的措置がとられるまではドミナンスの問題やボトルネック性の問題が残る。公正競争環境確保のためのルール整備が必要なため。	電気通信事業法 総務省電気通信審議会答申「日本電信電話株式会社(NTT)の在り方について」 日本電信電話株式会社再編成に関する基本方針 規制改革推進3カ年計画		
5054A	5054043			z08024	総務省、国土交通省	消防法第17条第1項、消防法第17条第3項、消防法施行令第29条の4、建築基準法施行令第129条第3項	平成15年6月に消防法の一部を、平成16年2月に消防法施行令の一部を改正し、消防用設備等に係る技術上の基準に性能規定を導入したところである。 また、建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全及び衛生の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び設備等に関する最低限の基準を定めているものである。 特別避難階段及び非常用エレベーターは火災等の災害時にその機能を発揮するものであることから、特別避難階段付室及び非常用エレベーター乗降口については、バルコニー又は直接外気に向かって開くことができる窓もしくは排煙設備を設けることとしている。	b		消防法における加圧防煙システムに係る客観的検証法については、「防火対象物の総合防火安全評価基準」のあり方検討会、の検討結果等を踏まえ、現在「消防活動支援性能のあり方検討会(平成17年度に設置)」において、同システム採用時における特別避難階段付室と非常用エレベーター乗降口との兼用も含めその具体的な技術基準の検討を行っているところである。 また、消防法における加圧防煙システムに係る技術基準の検討を受け、建築基準法においても特別避難階段付室と非常用エレベーター乗降口が兼用された場合における加圧防煙システムの利用について検討を行っているところである。	(社)日本経済団体連合会	43	A	非常用ELV乗降ロビーの仕様の性能規定化	非常用ELV乗降ロビーの仕様について、性能規定化を迅速に行い、かつ速やかに建築基準法の改正も行い、整合がとれた形で早期性能規定化を行うべきである。	容積の有効利用を考えると、高層建築物のほとんどが特別避難階段の付室と非常用ELV乗降ロビーは兼用している。現行の仕様については性能規定化がなされており、その構造や排煙設備などについて緩和可能なため、非常用ELV乗降ロビーについては性能設計の対象から除外されている。(乗降ロビーについては消防防煙に関する基本的なスタンスが異なっている。(建築は入ってきた煙を排出するための排煙、消防は煙を入れないための排煙(加圧))この点も含め、早急に非常用ELV乗降ロビーの仕様の性能規定化(消防法、建築基準法とも)すべきである。	建築基準法施行令第129条の13の3第3項、消防法第17条第3項、消防法施行令第29条の4	多くの高層ビルでは、特別避難階段の付室と非常用ELV乗降ロビーは兼用されている。現行の仕様については性能規定化がなされており、その構造や排煙設備などについて緩和可能なため、非常用ELV乗降ロビーについては性能設計の対象から除外されている。(乗降ロビーについては消防防煙に関する基本的なスタンスが異なっている。(建築は入ってきた煙を排出するための排煙、消防は煙を入れないための排煙(加圧))この点も含め、早急に非常用ELV乗降ロビーの仕様の性能規定化(消防法、建築基準法とも)すべきである。	建築基準法施行令第129条の13の3第3項、消防法第17条第3項、消防法施行令第29条の4	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5054A	5054054		G09	z08008	総務省、厚生労働省、経済産業省、	消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法	他法令の基準によっても危険物施設について同等以上の安全性が確保される場合は、整合化を図っていくこととしているほか、「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・統合化促進に関する実務者検討委員会」における検討結果を踏まえて、様々な措置を講じている。	b	-	保安四法については、各法令の目的により保安を確保するための規制が設けられており、消防法においては、危険物の貯蔵、取扱いに伴う安全を確保することを目的とするものであること。「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)に基づき、平成18年度において、再度各省庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて周知徹底を図ることとしていることである。		(社)日本経済団体連合会	54	A	保安4法の重複適用の排除	2000年の「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・統合化促進に関する実務者検討会最終報告」において、「機器ごとの重複、解消が課題とされたことを踏まえ、検討スケジュールを早急に明確にすべきである。 本要望は、保安4法の一文化を要望するものではなく、適用法令が重複しないよう適用の整理を要望するものである。例えば消防法と各法令間の重複適用については、危険物とガスの設計上の容量比較により、大きい方に係る法を適用するなどすべきである。		2000年の「石油コンビナートに係る保安4法の合理化・統合化促進に関する実務者検討会最終報告」において、「機器ごとの重複、解消が課題とされたが、依然具 体化されていない。 2006年6月の要望に対する回答では、今年度中に再度、関係省庁間でさらなる合理化・簡素化について結論を得ることが確認されている。	消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法	別添資料 参照
5054A	5054055		G10	z08010	総務省、	消防法第2条、別表第一	引火点250未満の引火点を有する引火性液体を危険物としている。	c	-	引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討が行われ、その結果引火性液体の引火点の上限に消防法が改正され、平成14年6月から施行されたものである。 法改正の際の検討において、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあるとされており、諸外国の地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を93度とするのは危険物保安の観点から適当でない。 なお、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う施設については、位置、構造、設備に係る技術上の基準の特例が定められている。		(社)日本経済団体連合会	55	A	引火性液体危険物の定義の見直し	引火性液体危険物については、国際基準との整合化を図り、引火点の上限を93度に引き下げるべきである。 引火点区分については、国産で製造現場や消費段階を含む全ての段階において、世界共通で利用できる「化学物質の分類および表示の世界調和システム」の採用が決定するなどとして、各国にも見直しを促している。 2006年6月の要望に対する回答では、第3石油類、第4石油類について、危険性が低いとはいえない状態にあるとされているが、平常時・地震時別の指標を踏まえてその根拠を示すべきである。		引火点の上限設定については、250度以上の引火性液体危険物は非危険物とされている。		
5054A	5054058			z08025	総務省、	電波法第38条の24、第38条の26、第38条の31、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第20条、第36条、様式第7号、総務省告示第460号(15.7.1)	技術基準適合証明等により表示が付けられた無線設備については、免許不要の特例を受けることができる。	b	-	特定無線設備の表示における番号は、技術基準不適合機器が現れた場合に、迅速かつ確実に製造業者、機種等を特定し、必要な措置を講じるために非常に重要なものである。 小電力データ通信システム(無線LAN)に係る番号の付与方法の変更については、現在、番号の表示の目的に照らして問題が生じないか検証を行っているところ。実際に番号を付すこととなる登録証明機関の実態も踏まえ、今年度中にその是非について結論を出すこととした。		(社)日本経済団体連合会	58	A	小電力データ通信システムの無線局における空中線の追加認証手続の見直し	認証番号の付与方法の変更について、前向きに検討するとともに、具体的な検討スケジュールを明確にすべきである。		2006年6月に、「当初の申請において申請したものよりも低い利得のアンテナを追加申請する場合には、追加の申請が再度必要であるとしても、当初の申請利得の範囲内として、認証番号は変更しないようすべきである。旨、要望したところ、総務省より、番号の付与方法の変更については、番号表示の目的に照らして問題が生じないか検証を行い、その結果を踏まえ対応していくこととする。旨の回答を得ている。 新たなアンテナの追加に伴い、企業はその都度、認証費用を払い、認証を受け、新たな認証番号を製品に表記しなければならず、大変なコストと手間が伴うとともに、新製品の市場投入が遅れることにもなる。 認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合には、それらを含めて当初に認証を受けることで、再度の認証を不要とできるもの、「一定の基準」が明確ではないため、実務上、機種が変わる毎に、新たな認証番号を再取得せざるを得ない。 そもそも、海外では多くの国がアンテナの変更による新たな認証を不要としている。	電波法第2条、第38条、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第9条、第20条、第27条、第36条	技術基準適合証明等の認証を受けた無線設備について、変更の工事がなされた場合には、変更前の認証等は効力を有しない。ただし、当初の認証の際に一定の基準を満たす空中線が想定されている場合は、それらを含めて認証を受けることで、再度の認証を不要とすることが可能であり、認証番号についても、当初の番号を変更せずに使用できる。 すでに認証済みの無線LAN製品について、新たなアンテナ(空中線)を接続し、使用する場合は、該当の無線デバイスに新たにアンテナ情報を追加するということによって、認証番号を再取得し、これにより変更された認証番号を製品に表記した
5054A	5054075			z08026	総務省、	住民基本台帳法第12条、第36条の2、住民基本台帳法施行令第15条、住民基本台帳事務処理要領について、昭和42年10月4日自治振第150号等、住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る目録	住民票の写し等の請求者識別カードによる請求に基づき(交付については、平成17年3月28日付総行市第249号の2あり、自動交付機は個人情報の保護等の観点から必要な安全対策等を講じていることとされている。 また、本人確認書類としては、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものとされているところである。	c	-	住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行に当たっては、個人情報の保護や偽造防止に万全を期する必要がある。慎重な検討が必要。 御提案の「多機能コピー機」については、偽造防止措置が施された用紙の管理その他の対策など、個人情報の保護や偽造防止に万全の対策も講じる必要があることとされている。 また、本人確認書類としては、住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等(本人の写真が貼付されたものに限る。)であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものとされていることとされている。		(社)日本経済団体連合会	75	B	コンビニエンスストアの多機能コピー機の実施	コンビニエンスストアの多機能コピー機による住民票発行サービスを実施できるようにすべきである。その際、本人確認の手段として、住民基本台帳カード以外に、今後汎用化される運転免許証やパスポート等、信頼性が高い認証方法についても認めるべきである。	(*)以上の事項を踏まえ、早期に検討を開始し、可能な地方公共団体から多機能コピー機の活用を始めるべきである。 また、住民基本台帳カードの発行枚数は総務省目標の300万枚にも及ばず、普及が進んでいないため、本人確認の方法としてパスポートや運転免許証等の公的なカードに対して個人認証の手段として認可されるべきである。	住民基本台帳法第12条、第36条の2、住民基本台帳法施行令第15条、住民基本台帳事務処理要領について、昭和42年10月4日自治振第150号等	2005年3月の総務省推進(住民票の写し等及び印鑑登録証明書)に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策について、により、公共施設以外においても住民票の写しの交付を申請できるが、設置する機器は一定のセキュリティ対策を講じた自動交付機に限られている。また、本人確認書類は「官公署が発行したものを申請する者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの」が認められているが、実質的に認められているものは住民基本台帳に限られている。 2006年3月末時点で、住民基本台帳カードの発行枚数は	
5054A	5054076			z08027	総務省、	地方税法第403条第2項、第404条、第405条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	c	-	補助的業務を民間に委託することも可能であるほか、評価員・評価補助員については、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任する(「地方税法第404条、第405条」とされており、民間の専門的知識や経験を有する者を選任することも現行法上可能であることについて、周知徹底を図ることとした。また、民間からの選任も含め、評価員・評価補助員の公務員としての身分その他の取扱等の条件についても、ご意見も踏まえ周知徹底を図ることとした。		(社)日本経済団体連合会	76	B	固定資産税評価業務の民間開放及び固定資産評価員・評価補助員制度の拡充	固定資産税の調査・評価業務について包括的な民間委託を可能とすべきである。また、固定資産評価員並びに固定資産評価補助員には、民間の専門的知識や経験を有する者を選任することが現行法上可能であることを、各市町村長に通知・通達等の文書で周知すべきである。		民間には、固定資産税の客体の専門家が存在しており、固定資産評価員及び固定資産評価補助員が実地調査を行って評価調査を作成し、市町村長が信頼を決定する。これらの調査、評価事務のうち、民間事業者等に委託するのは補助的な業務のみであり、包括的な業務委託はなされていない。 また、固定資産評価員・評価補助員は、民間の専門的知識や経験を有する者を選任する(地方税法第404条、405条)とされている。しかし、現実には評価員は特別職の地方公務員で、その8割以上は市町村の資産税担当課長等が兼務している。また、評価補助員は一般職の地方公務員で、その8割以上は地元の中小事業者を優先する政策目的などから、発注者の行政区域内に主たる事業所(本社)あるいは営業所を置いていることや、過去の工事受注実績等を入札参加資格とし、入札申請者の指名にあり、考慮するなど地域要件の指定が広く行われている。「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(2006年3月31日閣議決定)においては、「過度に競争性を低下させる運用とならないよう、今後、国において、地方公共団体における地域要件の設定の在り方について基本的な考え方を検討し、その結果を地方公共団体に周知する。また、地		
5054A	5054084			z08028	総務省、	地方自治法第234条、第167条の5、第167条の2、第167条の11	地方自治法(契約の締結) 第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合には、政令の定めることにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込み	B: 全国規模で検討	-	公共工事にかかる地域要件設定の運用改善について、第6次要望時において回答したところである。 参考(6次要望時の行政課回答) 地域要件の設定が、過度に競争性を低下させる運用とならないよう、地域要件設定の理由の公表については、「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)に沿って地方公共団体に要請していくこととする。 また、地域要件の設定のあり方については、計画に沿って今後検討する。		(社)日本経済団体連合会	84	A	公共工事にかかる地域要件設定の運用改善	地域要件設定のルールを、公平性、透明性に留意した合理的なものとするための検討項目及び具体的な検討スケジュールを示すべきである。		過度の地域要件の設定により、地元事業者でない(あるいは受注実績がない)という理由のみで、高い技術力やコスト競争力を有する他の地域の事業者(あるいは他の地域で同種工事の実績を有する事業者)が入札に参加できなくなっており、技術力やコストに着目した健全な企業間競争が実現されていない。	地方自治法第234条、第167条の5、第167条の2、第167条の11	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5054A	5054086			z08029	総務省	郵便法第5条 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条	他人の信書の送達は、日本郵政公社又は信書便事業者が行えないこととしている。	b		郵便(信書)分野における民間参入の促進に関する施策については、「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会」の報告書踏まえ、具体的な制度設計について検討を行っているところであり、検討の結果法律改正を要することとなる事項については、平成19年の通常国会へ改正法案を提出することを予定している。		(社)日本経済団体連合会	86	A	信書(特にダイレクトメール)規制の見直し	独占範囲である信書の定義について、将来的には撤廃することも視野に入れ、利用者にわかりやすいものとなるようにすべきである。また、検討の具体的なスケジュールを示すべきである。 なお、現行基準を変更する際には、現行の非信書領域で行われているサービスに配慮すべきである。	信書/非信書の基準がわかりにくく、利用者が「信書にあたるか否か」を判断することが困難な場面が多い。その場合、コスト面で優位なメール便を利用したいが、仮に非信書と判断した書状が信書に該当した場合のリスクを考慮して、企業ではコンプライアンスを確保する観点から、郵便を用いて配送せざるを得ず、コスト増を強いられている。 一方で、Eメールなどの電子的媒体を用いて、文書であれば信書に該当する内容の文書を送信する場合は、信書便規制の対象外となり自由に送達が可能である。同じ文書を送達する際に、送達手段の差異によって、片方にだけ過度な規制が課される現行制度は不合理である。	郵便法第5条 民間事業者による信書の送達に関する法律第2条	郵便法第5条第2項で、信書は「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書」と規定されており、「信書に該当する文書に関する指針」で、ダイレクトメールは、街頭配布や新聞折り込みを前提とするチラシ、店頭配布を前提とするパンフレットやリーフレットを除き、信書に該当するとされている。	
5055A	5055004			z08030	総務省	地方自治法第237条、238条の4及び238条の5	〔財産の管理及び処分〕 第二百三十七条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。 2 第二百三十八条の四第一項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。 3 普通地方公共団体の財産は、第二百三十八条の五第二項の規定の適用がある場合で議会の議決によるときは第二百三十七条第三項の規定の適用がある場合でなければ、これを信託してはならない。 〔行政財産の管理及び処分〕 第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くは	c:対応不可		地方公共団体の公有財産は、住民の福祉の増進等、公用又は公共的な性格を有しているものであり、その保有目的に応じた適切な管理が必要である。よって、資金調達の多様化の観点と照らし合わせ、一定のものについてのみ信託を認めているところ。 よって、資金調達の多様化の観点からのみ行政財産を含めた財産全般について流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とすることは認められない。また、行政財産は、公用又は公共の用に供する財産であり、これらに供している限りにおいて、行政財産を普通財産に変更することは認められない。		社団法人信託協会	4	A	地方公共団体の保有する財産について流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とすること	地方公共団体が保有する行政財産(庁舎等)についても、国と同様に、普通財産に用途変更した上で流動化・証券化を目的とした信託を設定し、当該地方公共団体が引き続き賃借し使用(リースバック)することが、現行法令の解釈において可能かどうかを明確にする。また、国と同様の措置を要望すること。 地方公共団体が保有する土地(及びその定着物)と有価証券以外の財産についても、流動化・証券化を目的とした信託設定を可能とすること。	・国においては、行政財産を普通財産に用途変更した上で、流動化・証券化を目的とした信託を設定し、当該財産を引き続き賃借し使用(リースバック)することが現行法令の解釈で可能とされている。 ・地方公共団体と国と異なる理由はないと考えられるため、地方公共団体についても、少なくとも国と同様の取扱いが可能であることを明確化することを要望するもの。 ・また、地方公共団体が保有する土地(及びその定着物)及び有価証券以外の財産についても、信託設定による流動化が実現されれば、地方公共団体の早期財政健全化に資すると考えられる。 ・例えば、金銭債権についても、既に一部の地方公共団体にて、流動化と同様の経済効果が認められるローンパーティシペーション方式での流動化事例が既に存在しており、これと同等の経済効果を実現できる信託方式が認められない理由はないと考えられる。	地方自治法第237条、238条の4及び238条の5		
5058A	5058006			z08031	総務省	消防法 危険物の規制に関する政令	屋外貯蔵所では原則として容器に危険物を収納して貯蔵しなければならない。	c		コンテナによる危険物の貯蔵は、内部に可燃性蒸気が滞留するおそれがある。火災が発生した場合には消火困難であるなど、容器に危険物を収納して貯蔵する場合に比べて危険性が高く、またコンテナに収納される危険物は種類が多様であり、危険性も異なることから、各消防本部で仮貯蔵申請の手続において個別具体的にその内容を把握する必要がある。また期間を限定して貯蔵することが適当である。		石油化学工業協会	6	A	事業所内 屋外貯蔵所での危険物収納コンテナ設置期間緩和	危険物を収納した容器をコンテナに入れた状態で屋外貯蔵することを承認いただきたい。	屋外貯蔵所において、容器に収納した危険物をさらに容器以外の物体(コンテナ)に収納したまま屋外貯蔵することは、都道府県貯蔵の申請・許可が必要であるため、屋外貯蔵所としての許可範囲内であれば仮貯蔵申請を不要とする規制緩和をお願いしたい。 規制を撤廃・改善した場合の予想経済効果：輸出貨物に関する、工場等からの一気通貫物流の拡大。	貨物の危険度を考慮し屋外貯蔵所の運用を柔軟にしたい。屋外貯蔵所として申請し認可された時点で屋外貯蔵所の相当の安全性は確保できていると考えられる。	消防法、危険物の規制に関する政令・規則	
5058A	5058007			z08032	総務省	消防法	貯蔵所以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵することは、原則としてできない。	d		所轄消防長又は消防署長から仮貯蔵の承認を受けることにより、10日以内の期間、ドライコンテナをコンテナヤードで設置することができる。		石油化学工業協会	7	A	コンテナヤードでの危険物収納コンテナ設置期間緩和	危険物を収納したコンテナのコンテナヤード(CY)での設置期間について、規制緩和を要望する。	危険物収納コンテナは船積み日以前のCY搬入は認められていないが、地方自治体によっては緩和されており、広く緩和して欲しい。 規制を撤廃・改善した場合の予想経済効果：コンテナへのパッキング作業の平準化、及びCYへの輸送の平準化による、物流コストの削減。	危険物コンテナは船積み日以前のCY搬入は認められていないため、船積み当日にコンテナにパッキングの上CYへ搬入せざるを得ない。よって、短時間での集作業・輸送を余儀なくされている。よって、作業の平準化のため、一般品と同様に1週間程度の設置を認めてもらいたい。	消防法	
5058A	5058014			z08033	総務省	危険物の規制に関する政令第26条	屋外タンク貯蔵所で貯蔵することのできる物品については、消防法令において定められている。	d		危険物の規制に関する規則第38条の4第2号イにおいて、屋外タンク貯蔵所において貯蔵することができる危険物以外の物品として、「不燃性の物品(貯蔵し、又は取り扱う危険物若しくは危険物以外の物品)が挙げられているところであり、当該排水がこれに該当する場合には、屋外タンク貯蔵所において貯蔵することが可能である。		石油化学工業協会	14	A	屋外タンク貯蔵所の転用について	危険物施設である屋外タンクに、排水(非危険物)の貯蔵を可能と欲しい。	危険物施設である屋外タンクに排水を貯蔵する場合、危険物施設の廃止届けを出さなければならない。また、同一防油堤内に、危険物タンクと非危険物タンクが共存してはいけないなど、制限が多いため、タンクの臨機応変な対応に支障をきたしている。	消防法		
5063A	5063019			z08034	総務省、厚生労働省	消防法第8条第1項	一定の施設の管理権原者は、防火管理者を定め、火気の使用又は取扱いに関する監督を含め、防火管理上必要な業務を実施させる必要がある。	c		グループホームや介護施設等の高齢者集団生活施設は、入所者にとって日常生活の場であり、個人の嗜好である喫煙を一律に禁止することは適当でないと考えられることから、喫煙場所の指定や着火器具の管理、禁煙など、施設の実情に応じて防火管理の徹底を図ることが必要である。		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会 特定非営利活動法人 日本禁煙学会	19	A	認知症等のグループホームや介護施設等集団生活施設の禁煙を義務づける	グループホームや介護施設等などの高齢者集団生活施設では、火災予防及び受動喫煙防止を目的としたタバコ対策として、施設の禁煙、及びタバコ・ライター・マッチ類の発火元の持ち込み禁止を徹底する法を整備し、また介護保険の主治医意見書や認知症診療断書で喫煙厳禁と診断された高齢者では、発火元であるタバコ・ライター・マッチ類の所持の禁止を義務づける法を整備すべきである。	2006年1月8日長崎県大村市のグループホームで火災が起き、入居していた7人の高齢者が犠牲となった。 このような悲惨な事件を二度と起こさないために、根本的な火災予防対策が必要であり、火災が起きたときの火災警報、火が燃え広がらないようにするための設備上の工夫、非難のための施設設備の拡充、避難訓練、夜間を含めた職員の高齢者体制の強化などとともに、抜本的に、施設の禁煙、及びタバコ・ライター・マッチ類の発火元の持ち込み禁止を徹底する法を整備が必要とされる。	同様の不所持・没収事例として、例えば航空機では、搭乗前にライター類は没収されており、かつ搭乗中の喫煙は禁止されている。また類似の事例としては、敷地内禁煙の病院が近年増えてきており、かつ入院中の喫煙はドクターストップで禁煙を条件に入院が認められ、それに違反して万一同喫煙した場合には、即退院が義務づけられるケースが当然のこととして遵守されている。 発火元を元から断つことは、施設側にとっても、余分な負担に人員や労力・設備費などを費やすことをなくし、かつ認知症患者や介護の必要な人には喫煙による自己責任を負わせることは出来ないことからも、喫煙による火災・焼死責任のリスクを施設側が回避できることとなるメリットは実に大きいといえる。	消防法と関連法規 介護保険や施設の関連法規 健康増進法第25条	

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5065A	5065014			z08035	人事院、総務省		官民人事交流法において「民間企業」として、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社、信用金庫、相互会社のほか、その事業の運営のために必要な経費の主たる財源をその事業の収益によって得ている本邦法人(その資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資によるものを除く。)であつてその営む事業について他の事業者と競争関係にあるものうち、官民人事交流法の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定められるもの等が定義されている。現在、当該規則で定められている法人はない。	b		信用金庫連合会は信用金庫法に基づき設立された法人と承知。ご要望内容について、適切な措置が図られるよう人事院と相談してまいります。	要望中「国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項第5号」とあるのは、現在では第4号である。	社団法人全国信用金庫協会・信用中央金庫	14	A	官民人事交流法の信用金庫連合会への適用	(官民人事交流法の規程の緩和)右記同様	信用金庫連合会は、現状、官民人事交流の対象となる民間企業に該当しないため、その職員を国の機関の職務に従事させるためには、当該職員をいったん他の企業に雇用させること等が必要となるなどの問題がある。信用金庫連合会は、国等の出資を受けていない純粋な民間の本邦法人であり、官民人事交流法第2条第2項第5号の要件を満たすものと考えられる。	国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項		新規
5069A	5069007			z08036	総務省		()電波法()一七GHz帯又は二GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針(平成一八年総務省告示第八八三号)以下「開設指針」という。) ()周波数の公表及び二次取引は、認められていない、 ()開設指針において、当該3G周波数の割当て方法を定めている。	() () () ()	平成16年10月にとりまとめられた「電波有効利用政策研究会」の最終報告書において、オークション制度を導入した場合の懸念事項として、落札額が高騰し、携帯電話等のサービス提供が遅れたり困難になったりすること。その結果、高付加価値産業として期待されている情報通信産業の衰退を招き、中長期的には税収減となること、免許期間が長期化して既得権益化し、将来的な電波の迅速な再配分に影響を及ぼすことなどが指摘されており、産業界の意見も導入に否定的なものが多い。また、周波数の二次取引についても同様に投機目的の売買によるサービス提供の遅れ等の懸念がある。このような問題点を考慮し、周波数取引制度の検討については、今後の動向を踏まえて、その必要性を慎重に判断する。		オーストラリア政府	7	A	周波数帯	(i) 日本は、周波数帯を効果的に分配するために周波数帯取引モデルを施行することを検討すべきである。 (ii) ソフトバンクが返却した移動体通信認可/3G周波数帯の分配方式を詳細を提示すべきである。	電波通信法の基礎で、オーストラリアは電波周波数帯の新たな分配をするために透明性のある公表を行っている。また、電波通信法は周波数帯の二次取引を許可している。公表と二次取引は効率的な周波数帯の使用を促すためである。 日本の3G周波数帯は公表ではなく、申請者の説明によって最近の分配は決められた。この方法であると、日本ヴォダホンが吸収した際、ソフトバンクが返却した移動体通信認可/3G周波数帯がどのように分配されたか明らかではない。	オーストラリアは、この要件が日本が顧客の保護のためと無資格の事務員が外国法に関する業務提供をすることを防止する目的としていることを理解している。顧客を保護することはオーストラリアでも重要である。			
5069A	5069008			z08037	総務省	電気通信事業法	現在、電気通信事業法では、外国資本の法人及び個人に対する電気通信事業への参入の制限は設けていない。	d		電気通信事業法における外国性の制限に関する事項は、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律(平成9年6月20日法律第100号)により撤廃しているため、外国資本の法人及び個人に対する電気通信事業への参入について現行制度下で制限は無く、「日本が他の先進国と比べて外国の参入に対し十分に開かれていない」という点は事実とは異なる。		オーストラリア政府	8	A	外国投資	(i) 日本の電気通信市場の外国投資の集計の情報を希望(ボ・ダーホンの撤退後)と、もし有れば、外国参入を増やす施策。 (ii) 他の主要マーケットの外国投資を考慮して、日本の電気通信市場への外国投資の促進を検討すべきである。	オーストラリアは、市場に参入して、以前独占的な既存会社Telstraと競争する全ての電気通信会社の外国取得を100%認めている。Telstraの主な競争相手である殆ど企業は100%ないしは過半数以上の外国所有である(例、SingTel, Optus, AAPT, Orimus, Vodafone, Hutchison)。 外国投資が不足している日本の電気通信市場では、日本が他の先進国と比べて外国の参入に対し十分に開かれていない。			
5069A	5069009			z08038	総務省			e		・携帯電話の番号ポータビリティに係る手数料については、電気通信事業法に基づく(規制の対象外である。 ・移行に係る手数料を電気通信事業者側で負担するか、ユーザーに負担を求めるかについては、各電気通信事業者の経営判断によるものである。		オーストラリア政府	9	A	携帯電話番号のポータビリティ	日本は、携帯電話サービスの競争を促進させるために、電気通信事業者が番号移動制度のコストを負担する一般的な受け入れられている原則に従うべきである。	携帯電話番号の移動制度により、消費者に多くの費用や不便をかけることなく電気通信事業者を変更することが可能になるため、電気通信事業者は製品の市場シェアを獲得するようになり、よって市場の競争促進に繋がる。また、携帯電話番号の移動制度はより技術革新や製品開発を進めることになる。オーストラリアは携帯電話番号の移動制度を2001年に導入した。日本は電話番号移動制度を既に導入しているが、電気通信事業者が番号移動のコストを吸収するの、消費者がそのコストを負担するのが明確ではない。オーストラリアを含め多くの先進国では、番号移動制度の競争促進性を向上させるために、電気通信事業者が番号移動制度コストを負担することを原則としている。			
5069A	5069010			z08039	総務省	電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第31条及び第33条	電気通信事業法第31条第1項に基づき、NTT東西は、次に掲げる行為をしてはならないとされている。 - 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。 - その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。 電気通信事業法第31条第2項に基づき、NTT東西は、次に掲げる行為をしてはならないとされている。 - ボトルネック設備(第一種指定電気通信設備)との接続に必要な電気通信設備の設置等については、他の電気通信事業者からの独立性、の確保義務を約束していることから分かつたこと、電気通信を所管する規制当局である総務省は、いかなる電気通信事業者からも法的にも機構的にも完全に分離されている。 そもそも、行政組織の在り方は、各国の事情に応じ様々であり、憲法における独立行政委員会など諸外国の方法を、統治制度等の事情が異なる我が国にそのまま導入することは、適当ではないと考える。 政策と規制の分離についても、情報通信は、技術革新が激しく、国家戦略的対応が強く求められる分野であることから、行政組織も、機動的・戦略的・総合的に遂行できる現在の体制が適切であると考えている。	d		要望の趣旨が必ずしも明らかではないが、「制度の現状」において説明しているとおり、要望事項については既に措置済みであると考え。		オーストラリア政府	10	A	エッセンシャル施設・卸サービスへのアクセス	日本は、NTTによる卸サービスの非価格的分野で、NTTがNTTに接続する電気通信事業者に対し無差別であるように施策を実施すべきである。	オーストラリアは、以前独占的な既存会社Telstraに組み、厳格に業務分割する法律を適用している。オーストラリア取引慣行法(Trade Practices Act)に基づき、Telstraは、自社に適応しているものと同等の技術と運営内容で競争相手に「指定」(Declared)されたサービス分野を提供するように要求されている。			
5069A	5069011			z08040	総務省		そもそも、行政組織の在り方は、各国の事情に応じ様々であり、憲法における独立行政委員会など諸外国の方法を、統治制度等の事情が異なる我が国にそのまま導入することは、適当ではないと考える。 政策と規制の分離についても、情報通信は、技術革新が激しく、国家戦略的対応が強く求められる分野であることから、行政組織も、機動的・戦略的・総合的に遂行できる現在の体制が適切であると考えている。	e(措置不要)		制度の現状に記載のとおり、既に明確にされており、本要望は完全な事実誤認。	総務省は事業者から独立した規制機関として、公正競争に必要な条件を整備し、競争的な市場創出に成功しており、世界で最も速く安定したブロードバンド環境の実現、第3世代携帯電話の普及など、現在の	オーストラリア政府	11	A	独立した規制機関	日本は、電気通信を所管する規制当局が、法的にも機構的にも独立していることを明確にすべきである。	日本では、電気通信の政策と規制機能の両方が総務省の所管となっている。最近の改革によって日本市場はある程度開放されてはきたが、今でも総務省は国内の電気通信市場を厳しく(規制し、間接的に、NTT(東・西)やKDDI、日本テレコム、ドコモ)に支配できるようにさせている。ほとんどのOECD加盟国は、電気通信分野の競争を維持し、促進させるために、法的に独立した規制機関を持つことが最も有効的手段であると認めている。 日本はほとんどの規制組織について独立の必要性を認めてきたが、日本は、いまだに先進国の中で所管省が電気通信規制を直接監督している国であるように思われる。			

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/A/民間)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)				
5071A	5071007	1		z08041	警察庁、総務省、財務省、国土交通省、	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等	自動車保有関係手続は、紙での申請を行う場合、自動車の検査・登録を受けるために、運輸支局等の他、市役所等、警察署、都道府県税事務所等、それぞれの行政機関に向いて手続を行う必要があるが、現在、東京都、神奈川県、埼玉県、静岡県、愛知県、大阪府の6都府県において、新車の新規登録を対象に、オンラインによる手続を可能としている。	d		自動車保有関係手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化については、すべての関係機関にまたがるワンストップサービスの基本的な手続であり、平成17年12月よりワンストップ化による申請者の利便性向上の効果が大きい新車の新規登録(型式指定車)を対象として、自動車保有関係手続のワンストップサービスを稼働させており、これにより、各種税の納付手続の電子化や保管場所証明手続の電子化等が可能となっている。現在、東京、神奈川、埼玉、静岡、愛知、大阪の6都府県を対象とし、来年1月29日より岩手、群馬、茨城、兵庫の4県でサービス地域を拡大する予定である。		社団法人リース事業協会	7	A	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録・国・車庫証明・納税・地方、自賠責保険確認・国等の電子化は、新車の新規登録については平成17年12月から稼働とされ、その他の手続は平成20年を目途に段階的に進めるとされているが、電子化に際しては、大量に自動車保有者を持つの手続き等を充分に考慮すること。	電子化により、申請項目の共通化、統一化と申請に必要な添付書類の削減化ができれば、自動車関連業界の生産・販売・流通に係る申請及び手続代行コストは大幅に軽減され、その軽減分を直接部門へ投入することで新たな自動車リース市場の開拓が促進され、経済活性化に資する。	大量に自動車を所有する者が自動車関係諸手続を行う場合、現状では膨大な手間がかかるが、電子化により、一括して行うことができ、大きなメリットがある。特に、リース会社の税の申告・納付業務等は膨大であり、これらの事務作業の効率化、自動化の観点から、電子化を図る必要があると考えられる。また、提供される自動車登録情報の有効活用を図るためには、当該情報の利用者にとって利便性の高い方法で情報が提供される必要がある。	道路運送車両法、自動車登録令、自動車の保管場所の確保等に関する法律、自動車重量税法、自動車損害賠償保障法、地方税法、地方自治体条例等						
5077A	5077001			z08042	総務省、	消防法第2条、第16条、別表第一	引火点250未満の引火点を有する引火性液体を危険物としている。	c		引火性液体に係る過去の火災事例の分析、実験結果の分析等を踏まえた検討が行われ、その結果引火性液体の引火点の上限に消防法が改正され、平成14年6月から施行されたものである。法改正の際の検討において、第3石油類・第4石油類の危険性が低いとは言えない状態にあるとされており、諸外国との地理的条件等(東海地震等の大規模地震の発生危険性等)の違いを勘案すると、引火点の上限を130度とすることは危険物保安の観点から適当でない。なお、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(以下「告示」といふ。)第68条の3の3の規定により、第3石油類(引火点が90度以上のものに限る。)、第4石油類又は動植物油類を収納する最大容量1,000リットル以下の液体フレキシブルコンテナについては、一定の基準を満たす場合には、危険物の規制に関する規則(以下「規則」といふ。)第43条第1項第2号イからヘまで及び規則別表第3の4の基準に適合する運搬容器と安全同等以上であると認められている。		トランス オセアン ディストリビューション リミテッド Trans Ocean Distribution Ltd. Trans Ocean House, Tollbar Way Hedge End, Southampton, Hampshire SO30 2UH, England.	1	A	消防法に規定されている第4種石油類並びに動植物油類の引火点を国際海事機関(IMO)規定の水準に段階的に近づける。	現在世界の物流は国際海上輸送に於いてはIMOの安全規定に従って行われている。米国並びに英国、EU諸国に於いては国内輸送の安全基準もIMO基準と整合している。日本の消防法は第3章別表第4類引火性液体第4種石油類並びに動植物油類に規定されている引火点が非常に高い海外で潤滑油並びに動植物油類輸送に使用されているフレキシブル(プラスチック製)コンテナを使った輸送が国内輸送が不可能である。今回の要望は第4種石油類並びに動植物油類の引火点を現在の摂氏200-250度から第一段階として一律130度まで引き下げ潤滑油並びに動植物油類輸送のためのフレキシブルコンテナの使用を可能にする事である。因みにIMOの規定は摂氏61度-65度である。	現在全世界の潤滑油(引火点摂氏70度から250度までの製品)の海上輸送95%以上がISOタンク並びにドラムによって行われている。然し此の数年フレキシブルコンテナ(プラスチック製)の使用が毎年前年度比100%近(増加)して居る。其の最大の理由は約35乃至40%の輸送トータルコストの削減である。日本に於いても4年前動植物油の引火点が250度に引き下げられて以来、大豆油他の植物油油例えは椰子油、向日葵油、菜種油、魚油の輸送はフレキシブルコンテナに切り替えられつつある。註1. その結果それらの製品自体のコスト並びに最終製品の価格が引き下げられたか上昇しなかった。(ジャンパー、天ぷら油等)潤滑油の輸送をフレキシブルコンテナに切り替えた場合輸送コストは面から以下の利点がある。	潤滑油輸送量(kl) 20klコンテナ数量(本) 輸入 57,176 2,859 輸出547,376 27,368 国内2,045,538x0.02=40,910 2,045 32,272	製品使用者価格¥120,000としてフレキシブルコンテナ一業界にとって約39億円の市場開放となる。ISOタンク又はドラムと比較して輸送コストの削減は(35%と計算し手)1億円(潤滑油1リットル当たり3.23円)になる。	1)最終目的地によっては不足気味のISOタンクを使用しない。 2)国内でもドライカーゴとしてコンテナ輸送が可能。	要する法改正が実現すれば潤滑油並びに動植物油の輸入及び輸出の海上輸送の市場が開放される。又国内輸送市場も時間はかかるが(当初外国市場の初期と同様に2%程度)開発されると思われる。経産省が毎年前年度比100%近(増加)して居る。其の最大の理由は約35乃至40%の輸送トータルコストの削減である。日本に於いても4年前動植物油の引火点が250度に引き下げられて以来、大豆油他の植物油油例えは椰子油、向日葵油、菜種油、魚油の輸送はフレキシブルコンテナに切り替えられつつある。註1. その結果それらの製品自体のコスト並びに最終製品の価格が引き下げられたか上昇しなかった。(ジャンパー、天ぷら油等)潤滑油の輸送をフレキシブルコンテナに切り替えた場合輸送コストは面から以下の利点がある。	要する法改正が実現すれば潤滑油並びに動植物油の輸入及び輸出の海上輸送の市場が開放される。又国内輸送市場も時間はかかるが(当初外国市場の初期と同様に2%程度)開発されると思われる。経産省が毎年前年度比100%近(増加)して居る。其の最大の理由は約35乃至40%の輸送トータルコストの削減である。日本に於いても4年前動植物油の引火点が250度に引き下げられて以来、大豆油他の植物油油例えは椰子油、向日葵油、菜種油、魚油の輸送はフレキシブルコンテナに切り替えられつつある。註1. その結果それらの製品自体のコスト並びに最終製品の価格が引き下げられたか上昇しなかった。(ジャンパー、天ぷら油等)潤滑油の輸送をフレキシブルコンテナに切り替えた場合輸送コストは面から以下の利点がある。	国際海事機関(IMO)危険物規定(IMDG code)第3章(Volume II)第3類、引火性液体、第1条特性第2条引火性液体の標準化、第3条、包装(引火点摂氏65度)、欧州危険物国際輸送(海上・陸上)2001年協定 European Agreement on the International Carriage of dangerous Goods on Road. (ADR) 第三類引火性液体第3種製品グループ 引火性23度から61度まで、 鉄道による危険物輸送に関する規定、Railroad Dangerous goods Book. (Reglement International	参照
5079A	5079012			z08043	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、	住民基本台帳法第39条	住民基本台帳法は、日本の国籍を有しない者等については、適用しないとされていること。	c		現在、内閣官房「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において、外国人登録制度の見直しに係る検討が行われているところであり、外国人登録制度における登録内容と実態の乖離についても、当該ワーキングチームの中で検討されるべき事項とされていること。		外国人集住都市市長 井上哲夫	12	A	外国人登録制度の改善、自治体における外国人に関する情報の共有	外国人登録制度の内容と居住実態との乖離が大きくなっているほか、世帯単位での把握ができていない。職権によるデータの削除ができないこと、住民登録と外国人登録の制度のずれが市町村における住民の実態把握を行政サービスの提供を困難にしている。地方自治法第10条における「外国人も日本人と同じ権利・義務を有する住民である」という規定に基づけば、外国人登録制度は、住民基本台帳制度に一元化されるべきである。また、外国人登録は出入国管理制度の一部であるという現行法令の捉え方よりは、むしろ、市町村がその住民の地位に関する正確な記録を常に整備しなければならない、とする地方自治法第13条の2の考え方に換るべきである。	地方自治法、住民基本台帳法、地方税法、地方財政法、外国人登録法、国民健康保険法、国民年金法、学校教育法							
5079A	5079013			z08044	内閣官房、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省出入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条	在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができる。法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認め、これを許可することができることとされているが、地方税の納付状況については要件とされていない。	e		出入国管理及び難民認定法については所管外である。なお、外国人の在留管理に関するワーキングチームにおいて、今後の検討事項として、日系人等の在留許可要件(更新許可要件も含む)の見直しも議論になりうる可能性があるが、現時点においては具体的な回答ができる状況ではない。		外国人集住都市市長 井上哲夫	13	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更には、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どもがある場合はその子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の実施、などを審査に当たっての積極要素とし、それらの実態状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもが就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。	履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために不可欠の条件である。しかし、国内に合法的に在留しているが、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもも就学を保障することは、保護者や受入れ国にとって義務的なものであり、これら十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合も少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に幸せに暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。現在、内閣官房「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」で検討されているが、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、地方公共団体におけるデータベースの構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省出入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条第2項	在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができる。法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認め、これを許可することができることとされているが、地方税の納付状況については要件とされていない。					
5082A	5082002			z08045	総務省、	行政書士法第13条の3、第13条の19	第十三条の三 行政書士は、この章の定めるところにより、行政書士法人(第一条の二及び第一条の三に規定する業務を組織的に行うことを目的として、行政書士が共同して設立した法人をいう。以下同じ。)を設立することができる。(解散)第十三条の十九 行政書士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。一 定款に定める理由の発生二 総社員の同意三 他の行政書士法人との合併四 破産手続開始の決定五 解散を命ずる裁判六 第十四条の二第一項第三号の規定による解散の処分2 行政書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合において	C:対応不可		行政書士の事務所の法人化は、担当者が疾病や事故により業務を行うことが困難な状況になった場合でも、他の社員が代わって業務を行うことで安定的なサービスを提供するなど、複数の行政書士が共同して利用者に良質なサービスを提供することを主目的としていること、その成立は、二人以上の社員を要するとしていることであり、行政書士法人の社員は、複数であることが適当と考える。		国際行政書士協会(会長 畑光)	2	A	行政書士法人を一人法人とする提案について	弁護士は一人法人を認めており、行政書士にも一人法人の制度を容認していただき、法人に雇用している行政書士の存在を認め、国民からの利便性に応えたいと考えますので、一人法人を認めていただくよう要望致します。	行政書士法人を認める行政書士法改正が実現して、数年の経過を見ました。折角の立法の趣旨にも係らず法人化が進んでいません。これは各士業の共通した問題ですが、無限責任制を採用したために、夫婦や親子といった身分関係にあるもの以外の責任問題を懸念する思いからとやわらわしく、この制度への変更についてご配慮をお願い致します。	行政書士法	なし					
5083A	5083001			z08046	総務省、文部科学省、	当せん金付証券法第5条	総務大臣が指定する当せん金付証券(宝くじ)の当せん金品等の最高金額は、証券金額の100万倍の額を超えない。ただし、加算型(キャリーオーバー型)の宝くじでキャリーオーバーのあるときは最高200万倍	C		1 繰越金のあるロト(くじ)の最高限度額については、国民の射率心を過度に喚起し、国民生活に悪影響を及ぼすことのないような範囲として、平成10年に議員立法により改正されたもの。 2 したがって、最高倍率の制限を無くして無制限とすることは、法改正以降の世論の動向や他の類似のくじの動向等を十分見極めながら、慎重に検討すべき事項である。		沼本久	1	A	山わけ型のくじにおいて、当せん金の上限をなくしてほしい。	山わけ型のくじ(ロト6、ミニロト、サッカーくじ)において、当せん者のとり分が、くじの販売金額の100万倍が上限(キャリーオーバー時は200万倍)となっているが、これをなくして、無制限としてほしい。	山わけ型のくじにおいては、割り当てられた賞金を当せん口数で割って計算した方が理にかなっている。100万倍の超過分を次回に持ち越すことは、くじの安定的な販売という意味でよくない。また、持ち越し時は、しゃごう心を刺激しすぎることになる。	当せん金付証券法第5条						

様式2 全国規制改革及び民間開放要望書

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	グループ化番号	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
5086A	50860002			z08047	総務省	政党助成法	政党助成制度は、一定の要件を満たし、政党交付金の交付を受けようとする政党に対し、国が政党交付金を交付する制度である。	e		政党助成制度は、一定の要件を満たし、政党交付金の交付を受けようとする政党に対し、国が政党交付金を交付する制度であり、規制ではない。		個人	2	A	政党助成金の廃止または削減について。	政党助成金は平成6年の選挙制度として政治資金制度改革で当時の、国勢調査の人口に対して一人コーヒー、一杯分のキャチフレーズでしたが、この法律が施工された現在でも、政治家への献金問題が無くなりません。政治資金規正法の取り扱いを変えることにより政党助成金の必要性がなくなる	政党助成金の法律で各政党が有効に使っているように思えない。この法律が施工されてからの支出額は3125億円にもなり我が日本国の大半は各県とも財政難であり、国からの交付金と地域からの税収ではとても財政を賄う事が出来ないし、万が一の災害に対しても又、福祉、教育に対しても対処できない。政党助成金の一部を、福祉、教育、そして災害に充当することで国民が政治家を見る価値観が変わってくる	政党助成金の廃止または削減の理由は、現在の国の税収が落ち込んでいる状態でも助成金が必要なのか私の考えは、今から変えなければ今後も大きな行政改革、も構造改革も出来ないし国民の政治不信が募るだけ、改革には痛みが付き物と言われるが痛みを感じるのには国民だけなのか選挙の為に政治資金集めのなものでもない。政治家自ら痛みを感じなければ、行政改革、そして構造改革も出来ない。断固として政党助成金の廃止もしくは、削減を	政党助成法の 一環として	